

◇令和9年度南風原町認可保育施設入所基準表

基礎指数	保育を必要とする事由等	指数	詳 細		指数	詳 細	
	就労・就学	10点	月170時間以上		9点	月155時間以上170時間未満	
		8点	月135時間以上155時間未満		7点	月100時間以上135時間未満	
		6点	月80時間以上100時間未満		5点	月64時間以上80時間未満	
		+1点	父または母が単身赴任 ※赴任先が県外・離島の場合で、赴任先への住所異動が確認できる場合				
	入院	10点	A	1か月以上	9点	B	1か月未満
	自宅療養	10点	A	常時病床、精神疾患・感染症	8点	B	常時安静
	通院	10点	A	週5日以上	9点	B	週4日
		6点	C	上記以外			
	心身障害者	10点	A	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けており、保育が常時困難となる場合			
		8点	B	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳Bの交付を受けており、保育が著しく困難となる場合			
		6点	C	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合			
		5点	D	上記以外			
介護	10点	A	身体障害者手帳1・2級、要介護度4以上または、これらに相当する方を週5日以上居宅介護する場合				
	8点	B	身体障害者手帳1～4級、要介護度2以上または、これらに相当する方を週4日以上居宅介護する場合				
	5点	C	上記以外（送迎・入院付添含む）				
妊娠・出産	10点	産前2か月～産後3か月		4点	妊娠中～産前3か月		
求職	4点	求職活動の為に外出を必要とする場合（起業準備中を含む）					
災害	10点	火災・風水害等で家屋が失われ復旧にあたっている場合					

【 同一指数の場合の優先順位 】	
優先順位	項 目
①	町内在住の者
②	当該保育所にきょうだいがすでに在所している者
③	きょうだい同時に入所できる場合
④	ひとり親世帯
⑤	保護者が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士または幼稚園教諭として勤務している
⑥	基礎指数の高い世帯
⑦	審査時点において3か月以上待機の状態にある場合 【例】：4月入所審査の場合 ⇒前年度12月時点で待機の状態
⑧	保育料の滞納がない世帯
⑨	年度内に入所案内を辞退した事がない者
⑩	上記でも順位が決定しない場合、（１）から順番に優先とする ※父母どちらか優先順位が高い番号を選定し、優劣を判断する （１）災害 （２）傷病 （３）就労 ※育児休業明け含む （４）産前2か月～産後3か月 （５）介護 （６）就学 （７）就労内定者 （８）就学予定者 （９）妊娠中～産前3か月 （１０）求職
⑪	入所希望月において町内在住日数の長い者 ※父母等の保育料算定対象者の町内在住日数のうち、長い方を世帯の期間とする。
⑫	入所希望前年度の所得の低い世帯（父母等の保育料算定対象者の合算）

◇入所審査について

入所申込受付期間に提出された書類等をもとに審査を行います

- ①保護者ごとに保育を必要とする事由に応じた「基礎指数」をつけます。
- ②条件に該当する場合は「調整指数」をつけます。
- ③「基礎指数」と「調整指数」を合算し、合計指数を算出します。
- ④各施設の受入可能数に応じて、合計指数の高い方から順に入所案内を行います。

※同じ合計指数の方が複数名いる場合、「同一指数の場合の優先順位」の項目に基づき、優先順位を決めます。

④申込時と入所時の就労時間が特別な理由なく短くなる場合（退職含む）は、再審査となり保育の入所決定または内定の取消し、または退所となります。

④期日までに復職できない、または復職が確認できない場合、保育の入所決定または内定の取消しまたは退所となります。

④3月末で地域型保育施設を卒園する児童が、次年度4月から町内認可保育施設3歳児クラスへの入所を希望する場合、地域型保育施設卒園児のみで優先的に入所選考を実施し、その後に転園希望を含む新規入所申込の入所選考を実施します。